

平成16年11月5日

神奈川県知事 松沢 成文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 磯 部 力

指定管理者制度における情報公開について（報告）

1 はじめに

平成15年6月、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理における指定管理者制度が導入され、管理業務の一部を出資法人等に委託する従来の制度から、県の指定を受けた指定管理者に公の施設の管理権限を包括的に委任して行わせることができる制度に移行することとなりました。

この制度の導入により、民間事業者が指定管理者として公の施設の管理を行うことができるようになりますが、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみれば、指定管理者が行う公の施設の管理に関する情報については、その十分な公開性を確保する必要があると思われます。

当審議会としては、部会を設置して、指定管理者制度における情報公開についての対応方針を検討してきましたが、このたび審議会としての結論がまとまりました。本件については早急な対応が必要と考えますので、中間報告書として提出することとします。

2 基本的な考え方

指定管理者制度の導入により、民間事業者が指定管理者として公の施設を管理する場合には、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第25条の規定は当然には適用されないため、これらの公の施設の管理に関する情報は公開されないことになり、県の情報公開の水準がこれまでよりも低下するおそれがあることとなります。

そこで、これまでの情報公開の水準を低下させないためには、公の施設のうち、まず、これまで県が直営で管理してきた施設及び実施機関が指定する出資団体等が管理してきた施設にあつては、指定管理者制度導入後においても従来どおり情報公開を行う必要があると思われます。また、文書管理体制が十分に整備されていないなどの理由により、現状では直ちに情報公開を行うことが困難な施設にあつても、今後速やかに体制を整備して情報公開を行

うよう努める必要があると考えます。

さらに、指定管理者制度導入後における県の公の施設の管理に関する情報公開を着実に推進するために、条例に根拠となる規定を設けるだけでなく、指定管理者と実施機関との間で締結される協定においても必要な規定を設けるとともに、実施機関は、指定管理者に対する指導、支援等を行っていく必要があると考えます。

なお、条例等の規定整備にあたっては、公の施設の管理がきわめて公共性の高い業務であることや、文書管理体制が十分でない施設を管理する場合もあることなどについて、十分に留意する必要があると考えます。

3 対応方針

以上のことから、指定管理者制度導入後の公の施設の管理に関する情報公開については、次のような対応をすることが適切と考えます。

- (1) 条例を改正して、公の施設の指定管理者に情報公開の努力義務を課すための新たな規定を設けること。
- (2) 指定管理者と実施機関との間で締結する協定において、次の事項を定めること。
 - ア 県が直営で管理していた施設及び実施機関が指定する出資団体等が管理していた施設の指定管理者にあつては、情報公開に関する規程を定め、情報公開を行うこと。
 - イ 文書管理体制が十分でないなどの理由により、現状では情報公開を行うことが困難な施設の指定管理者にあつては、速やかに体制を整備し、情報公開を行うよう努めること。
- (3) 実施機関は、指定管理者の情報公開を推進するため、実施機関が行う指導、支援等を定めた要綱を新たに設けること。

4 まとめ

指定管理者制度における情報公開は、広い意味で、県行政の透明性の向上に資するものであるため、この中間報告書を基に、今後県としての考え方を整理し、具体的対応をしていくことが望まれます。